

02 静保生第 2797 号  
令和 2 年 8 月 6 日

特定建築物維持管理権原者 各位  
建築物環境衛生管理技術者 各位

静岡市保健所長  
(生活衛生課)

### 特定建築物における新型コロナウイルス感染症への対応について 5 (通知)

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、現在首都圏や関西圏を中心に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が再び増加しています。特に、最近のクラスターは、飲食店（接待を伴う飲食店以外も含む。以下「飲食店等」という。）や若年層や学生が集まる場などで多く発生しています。

つきましては、下記を参考に貴施設の感染防止対策に一層努めてください。

#### 記

##### 1 施設の維持管理について

「換気の悪い密閉空間」を作らないために、空気調和設備及び機械換気設備等の維持管理及び換気を徹底してください。また、空気環境の測定は、飲食店等や人が集まる場所を重点的に行うとともに、衛生管理基準の遵守を徹底してください。

##### 2 所有者等の対応について

各業界団体により感染防止のための業種別ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が作成・公表されていますが、これまで発生したクラスターの分析によると、必ずしも全ての店舗において遵守されていません。ガイドラインが作成・公表されていることに留意し、特に飲食店等に対して感染防止対策に取り組むよう周知してください。

なお、飲食店等以外のテナント及び事務室等に対しても、該当する業種のガイドラインや厚生労働省が推奨する消毒方法を参考に感染防止対策に取り組むよう周知してください。

##### 3 配布物一覧

- (1) 建築物衛生法に基づく立入検査等について（厚生労働省）
- (2) 飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）
- (3) 熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法（厚生労働省）

(裏面あり)

#### 4 参考URL

(1) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ホームページ

<https://corona.go.jp/>

ホームページに「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」が掲載されています。

(2) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

(3) 静岡市保健所生活衛生課の新型コロナウイルス関係のページ

[https://www.city.shizuoka.lg.jp/000\\_006620\\_00001.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006620_00001.html)

これまで通知した内容及び今後の特定建築物に係る新型コロナウイルス感染症に関する最新情報等を掲載しています。必ず定期的に確認してください。

#### 5 通知送付先について

これまで維持管理権原者あて通知させていただいておりましたが、建築物に送付して欲しいなどのお問い合わせをいただくことがありました。このため、今回は特定建築物届出書が提出された際などに申し出があった通知先に送付いたします。通知先の変更を希望される場合は、お手数ですが当課までご連絡ください。

<問い合わせ先>

静岡市保健所 生活衛生課

生活衛生係

電話 054-249-3155、3156